

お知らせ

第107号

2014. 10. 1 発行

TEL 019-622-1038

FAX 019-622-1056

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。

厚生年金保険料率が17.474%（折半で8.737%）に改定されました。また、健康保険について、料率の変更はありませんのでご注意下さい。

なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。

厚生年金に加入している方の住所は、年金事務所に届出しています。住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡下さい。

最低賃金の改定について

- ◆ 平成26年度岩手県の地域別最低賃金が13円引き上げられ678円となります。平成26年10月4日発効です。昨年度の12円に続き、今年度も大幅な引き上げとなりましたが、昨年まで665円で同額だった青森、秋田、山形の引き上げ額を下回ったため、2年ぶりに東北6件では最も低い額となっています。全国平均も16円の引き上げとなっています。

年 度	25年度	26年度
岩手県最低賃金 時 間 額	665	678
引 上 げ 額	12	13

26年度	26年度
780	888
参考： 全国平均	参考： 東京

セミナー開催のご案内

- ◆ 今年も、当事務所主催によるセミナーを開催することになりました。第1回は平成26年11月12日(水)で、計2回を予定しています。別紙ご覧の上、是非お早目にお申込み下さい。

今年は、下記のテーマを予定しています。

- 給与計算業務について
- 労働トラブル対応とその予防について

